

原議保存期間	10年（令和14年3月31日まで）
有効期間	一種（令和9年3月31日まで）

警視庁地域部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁生企発第447号、丁交企発第260号  
丁交指発第56号

令和3年6月15日  
警察庁生活安全局生活安全企画課長  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局交通指導課長

街頭活動における自転車乗用中の乗車用ヘルメット等の着用について（通達）先般、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。）及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）が改正され、自転車乗用中における「乗車用ヘルメットなどの交通事故による被害の軽減に資する器具（以下「乗車用ヘルメット等」という。）」の着用が促進されることとなった。また、第11次交通安全基本計画（令和3年3月29日中央交通安全対策会議決定）及び第2次自転車活用推進計画（令和3年5月28日閣議決定）においても、全ての年齢層の自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット等の着用を促す旨が記載された。

以上を踏まえ、警察官、交通巡視員及び交番相談員（以下「警察官等」という。）についても自転車を使用して街頭活動を行う際には、下記のとおり配意されたい。

#### 記

#### 1 乗車用ヘルメット等の着用に関する基本的な考え方

今回の教則及び指針の改正は、自転車乗用中における乗車用ヘルメット非着用の死亡事故のうち約6割が頭部に致命傷を負っているほか、乗車用ヘルメットを着用している場合と非着用の場合とで致死率に3倍程度の差がある現状を踏まえ、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメット等の着用を促す記載が追加されたものである。

警察官等についても自転車を使用して街頭活動を行っており、警察官等自身が交通事故により受傷又は殉職することはあってはならず、また、教則や指針を踏まえて交通指導を行う警察官等自らが国民の模範となって乗車用ヘルメット等を着用することで、国民に対しても着用を促すことができると考えられる。

#### 2 着用に関する配意事項

○ 巡回連絡、警ら活動、交通指導取締り等街頭活動全般において自転車に乗車する際は、乗車用ヘルメット等を着用させること。

なお、都道府県警察（以下「県等」という。）によっては、既に、乗車用ヘルメットとして自転車用ヘルメット若しくは交通用ヘルメットを着用させる、又は制帽等の中に緩衝材を入れるなどして対応している県等もあるが、今後対応を検討する県等については、自県の実情（県条例等）に合った乗車用ヘルメット等を選定すること。

○ 自転車用ヘルメットの購入を予定している県等については、現場に配布するまでの

間は交通用ヘルメットを使用するなど、確実な代替手段を講じること。

- 県等によっては予算の都合上、自転車を配備している交番ごとに乗車用ヘルメット等を設置することが予想される場所であるが、その場合には、使用後の消毒など感染症対策には十分配慮させること。
- 乗車用ヘルメット等を使用する場合は、活動帽などを着脱することが予想されるため、紛失防止には十分配慮させること。

### 3 その他

自転車を利用して街頭活動を行う際は、これまでと同様に、原則車道を通行するなど、交通法規を遵守させること。